

平成19年3月19日

ニッセイ同和損害保険株式会社

火災保険契約の適正性に関する点検について

現在、弊社では平成19年3月末の完了を目指して、「火災保険の構造級別適用、各種割引適用及び保険金額設定などの適正性に関する点検」を行っておりますが、平成19年4月より、1年間を目処として「火災保険の更改時などに実施する契約の適正性に関する点検」を開始致しますので、これらの点検の概要を以下のとおりお知らせ致します。

お客さま、ならびに関係者の皆さまには、物件の確認や不備判明時のご契約内容の是正手続きなどにおきまして大変お手数をおかけしております。弊社といたしましては、お客さまの視点に立った業務の徹底的な見直しを行い、全社を挙げて信頼回復に努めてまいり所存でございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 火災保険の更改時などに実施する契約の適正性の点検

(1) 対象範囲

次に記載した火災保険契約を対象とします。

平成19年4月1日(以下「基準日」といいます。)以降の1年間に更改を迎えるすべての契約。

基準日時点で有効な長期契約及び自動継続特約付契約。

基準日から過去2年以内に弊社との契約関係が解消済みとなった契約。

上記 ~ に付帯される地震保険契約。

なお、更改手続き時に点検を行う場合には、更改後の契約内容についても、ご契約者に対するご説明とご意向の確認を行います。

(2) 点検方法

次の点検を実施します。

専用住宅または併用住宅で基準日以降更改を迎える契約

現在ご加入のご契約について更改手続き時に、「火災保険ご契約内容確認書兼地震保険ご契約内容確認書」により、ご契約者に個々にその契約内容をご確認いただくことで、その適正性に関する点検を行います。

基準日時点で有効な長期契約、自動継続特約付契約ならびに基準日から過去2年以内に
弊社との契約関係が解消済みとなった契約

契約内容に関してご確認いただきたい項目とご不明の点があればご連絡願いたい旨を郵便でご案内することなどにより、その適正性に関する点検を行います。

企業がご契約者である契約

保険料算出にあたっての根拠（例えば、契約方式や保険金額など）を「契約内容チェックシート」により確認することで、その適正性に関する点検を行います。

(3) 点検完了時期

平成20年3月末完了を目処に実施致します。

(4) その他

点検にあたっては、ご契約者にその目的・内容などを十分にご説明した上で実施してまいります。

点検の結果、契約内容の是正が必要となった場合、ならびにご契約者へ返還すべき保険料が判明した場合には、迅速かつ適切にその手続きを行ってまいります。

2. 「火災保険」以外の種目における適正性の点検

自動車保険、傷害保険など他の保険種目についても、「ご契約内容確認書」もしくは「契約内容確認チェックシート」などを使用した同様の取り組みにより、お客さまのご意向と契約内容の適正性を順次確認してまいります。

以上

【火災保険などの点検調査に関するお問い合わせ窓口】

<平成19年3月末まで>

全種目共通 0120-95-0055

- ・音声ガイダンスで「4（その他のお問い合わせ）」を選択下さい。
- ・受付時間：9:00～17:00（土・日・祝を除く）
- ・携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

<平成19年4月以降>

火災保険 0120-31-8889

- ・受付時間：9:00～17:00（土・日・祝を除く）
- ・携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

その他種目 0120-95-0055

- ・音声ガイダンスで「4（その他のお問い合わせ）」を選択下さい。
- ・受付時間：9:00～17:00（土・日・祝を除く）
- ・携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

【参考】既に実施中の点検について

- (1) 火災保険の構造級別適用、各種割引適用及び保険金額設定などの適正性に関する点検(平成19年3月末完了を目処に実施中)

対象範囲

現在弊社でご加入いただいているご契約データなどより、次の項目に該当する契約をリストアップし、点検対象としております。

- a. 「ALC構造」「M(マンション)料率」など、構造級別適用に関する点検を行う火災保険契約。
- b. 「ツーバイフォー(2×4)」など、割引適用に関する点検を行う火災保険契約。
- c. A構造適用の共同住宅で、保険金額が再調達価額(新築価額)基準で算出した評価額の2倍を超えている住宅安心総合保険契約。
- d. 平成13年10月1日以降に異動または解約が生じた、住宅安心総合保険契約、長期保険料一括払特約付火災保険契約及び地震保険が付帯されている火災保険契約。

点検方法

該当契約について、物件の調査や契約内容の確認により構造級別、保険金額及び適用可能な他の割引などの再判定を行うとともに、異動・解約保険料の再計算を行うことで、個々にその適正性を点検しております。

点検終了後の対応

点検の結果、契約内容ならびに適用保険料の不備などが判明したご契約者さまには、お詫びを申し上げますと共に、保険料の相違が生じていた場合には順次保険料の返還手続きなどを行っております。

- (2) 代理店などに対する指導態勢ならびにお客さまへの説明態勢に関する点検

上記(1)の火災保険に係る点検と併行し、代理店などに対する指導態勢ならびにお客さまへの説明態勢について、次の観点からの点検を平成19年2月より順次開始しております。

代理店などの資質の確保・向上のための制度の構築状況

募集ルール及び商品知識に関する指導・教育態勢の整備状況と代理店などの理解状況

代理店などにおける保険募集の実態と指導状況

適切な説明に資する保険募集ツールの適時・適正な作成状況

代理店などの顧客に対する説明の実施状況(お客さま苦情の再分析、顧客アンケートの実施など)

以上